

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県会計規則及び鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成24年4月の組織改正に伴う所要の改正を行うほか、会計事務の効率化を図るため、出納員の承認を得た分任出納員は収納金を直接金融機関へ払い込むことができることとする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

ア 平成24年4月の組織改正に伴う所要の改正を行う。

イ 出納員の承認を得た分任出納員は、収納金を直接金融機関へ払い込むことができることとする。

ウ 出納員が行う分任出納員への検査の回数を毎年2回以上（現行 毎月1回以上）とする。

エ 分任出納員から出納員への領収済報告書の提出を廃止する。

オ 契約金額が20万円未満の物品及び印刷物の購入並びに物品の修繕に係る契約保証金及び入札保証金については、納付を要しないこととする。

カ 鳥取県物品電子調達システムにより調達する物品及び印刷物の購入並びに物品の修繕に係る一般競争入札の公告日について、開札の日の前日から起算して少なくとも2日前（現行 入札期日の前日から起算して少なくとも5日前）に行うこととする。

キ 県の業務の用に供されていない県有財産の売払いを促進するため、随意契約に際し予定価格を事前に提示することができることとする。

ク その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県物品事務取扱規則の一部改正

ア 平成24年4月の組織改正に伴う所要の改正を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県手数料徴収条例の一部改正に伴う引用条項の改正を行う等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入を定めた別表中、引用している鳥取県手数料徴収条例の条項を改める。

(2) 還付を受けようとする者に注意喚起するため現金還付請求書に、還付金額は証紙の定価から販売手数料相当額を差し引いた金額であることを記載する。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

課の内部組織を廃止するとともに、事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図るため所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計管理者組織規則の一部改正

ア 課内室を除き、課の内部組織を廃止する。

イ 室長補佐の職名を課長補佐に改める。

(2) 鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正

ア 局長の第2順位の代決権者を室長（現行 規定なし）とする。

- イ 室長の専決事項を定めるとともに、集中化業務決裁職員を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

サーバーを集中管理することにより、経費の節減、セキュリティの向上等を図るため、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務（以下「対象事務」という。）にサーバー利用料の支払事務を加える。

2 規則の概要

- (1) 対象事務に、情報政策課が集中管理するサーバーの利用に要する経費の支払に関する事務を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、平成24年度から適用する。